

第四部 東京の安全とまちづくりに貢献するまち

臨海副都心は、東京の都市構造を多心型へと転換する副都心としての役割を担うと同時に、その立地特性から東京全体の安全で安心なまちづくりに貢献することが求められている。

臨海副都心では、防災モデル都市をめざして、地震等、自然災害に備えたまちづくりを進め、安全性をより一層高めていくとともに、隣接する港湾機能等を活用して既成市街地の災害対策活動の支援基地としてのまちづくりを進め、その中心的機能を「有明の丘」に整備する。

また、既成市街地の防災性の向上や都市環境の改善、都心部の居住機能の回復などを目的とする都市再開発との連携を図り、都心部を含む既成市街地の都市改造に寄与するような施策を導入していく。

I 安全なまちづくり

臨海副都心は、大部分が新たに開発する地域であり、ゆとりある土地利用を図ることで災害時に対応できるオープンスペースを確保するとともに、液状化対策など必要な防災対策を講じて計画的に安全なまちづくりを進めしていく。

1 建築物、施設構造物の安全対策

- ① 建築物、施設構造物の建設にあたっては、埋立地であることなど地盤状況等を十分考慮し、国等の新しい耐震基準の策定の動向を見極めながら、最新の知見に基づく耐震対策を講じる。
- ② 施設構造物などへの液状化対策は、地盤の改良により地盤そのものを液状化させない方法、地盤が液状化しても安全なように構造物を杭で支える等の方法又はこれらを組み合わせて行う方法により実施する。
- ③ 建築物は全て耐火構造とし、内装材には可能な限り不燃材料を用いるとともに、消火設備を初めとする防災設備を適切に配置する。

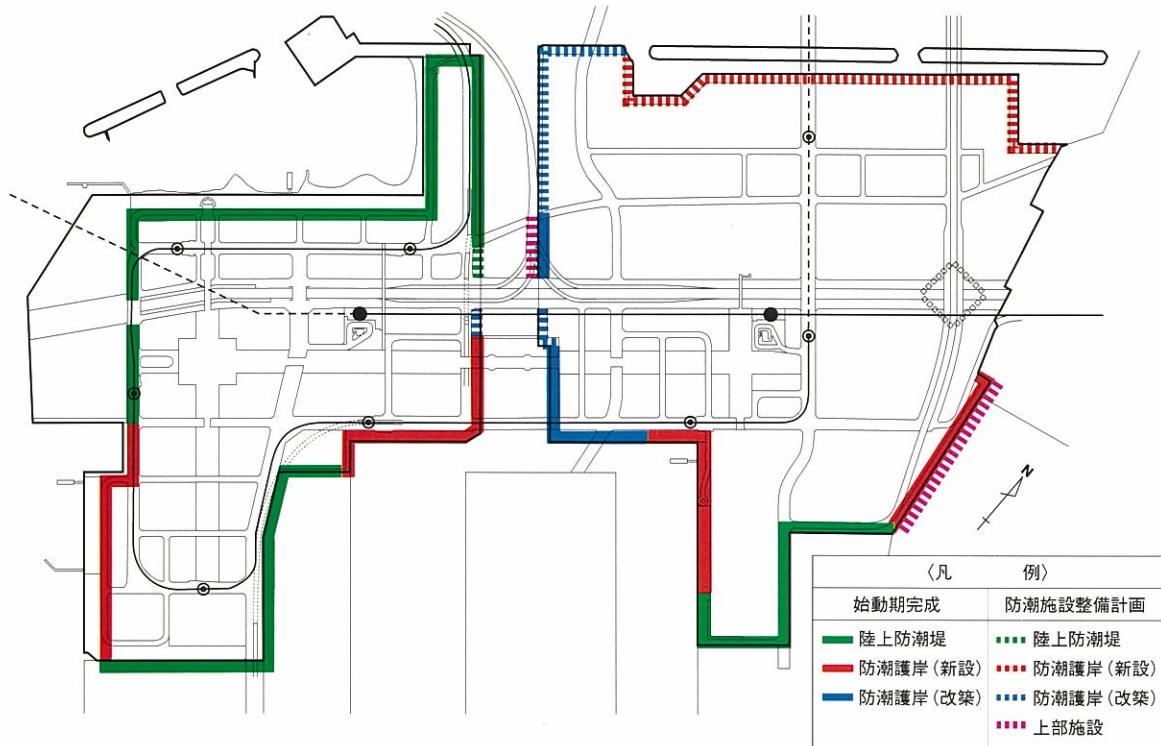
2 交通アクセス及びライフラインの確保

- ① 臨海副都心地域は水域に囲まれているなどの地理的条件等から、災害時に孤立せず、周辺地域との連絡及び他地域への支援活動を迅速に行うため、陸・海の交通アクセスの充実を図る。
- ② 平常時はもとより、発災直後のライフラインの安全性を確保するため、上・中・下水道、電気、ガス、通信等の管路などを可能な限り共同溝内に収容するとともに、既成市街地と結ぶ供給処理ルートの複数化を進める。

3 高潮対策等

- ① 高潮対策上必要な防潮護岸の整備や計画地盤高の確保など、引き続き、伊勢湾台風級の台風を対象とした高潮防潮施設を整備し、安全性を確保する。
- ② 雨水排水についても、1時間あたり75mmの降雨に対処できるよう高水準の施設整備を進める。

防潮施設の整備計画



防潮護岸（親水護岸）



4 防災等の体制の整備

- ① 安全で安心して暮らせるまちづくりのためには、災害時においても、日常生活においても、防犯・交通安全、消防・救急、医療の機能は不可欠であり、開発の進捗状況等にあわせて、警察・消防・医療施設を適切に配置し、消防力については、陸上消防力の増強に加えて、海上から支援する海上消防力を確保する。
- ② 災害発生時には、地域住民、事務所などの相互の連携と協力体制を確立するため、防災市民組織等の結成とその育成を促すとともに、必要な備蓄を指導する。

発災時には、他県市等との相互援助のもとに、臨海副都心が備える安全性や情報通信機能、多目的に利用できるオープンスペース、港湾施設等様々な機能・施設の活用により、臨海副都心全体として、広域的な防災支援活動を展開できるようまちづくりを推進する。

多目的ふ頭（耐震強化岸壁）や国際展示場等に近接する未利用地である「有明の丘」には、今後、防災支援活動の拠点機能を整備していく。

1 臨海副都心における防災支援活動

- ① 防災支援活動の拠点機能は、「有明の丘」を中心に整備する。
 - ② 臨海副都心へ誘致する病院については、被災者の治療・入院、医薬品等の備蓄など災害時後方医療施設としての機能も担うものとする。
また、消防署や警察署を設置し、消火及び救援活動を行う。
 - ③ 「有明の丘」、シンボルプロムナード、公園、緑地などのオープンスペースを発災時の一時的な避難場所、仮設住宅の建設場所などとして活用する。
 - ④ 有明給水所に4万m³規模の配水池を整備し、発災時の飲料水を確保する。
 - ⑤ 被災者の救援、被災地への支援、他県市等からの物資、支援要員の受け入れ及び配送のため、国際展示場等既存施設を有効に活用するとともに、多目的ふ頭（耐震強化岸壁）、青海、有明南地区の海上バス発着場などの港湾施設を海上、水上輸送のために積極的に利用する。
また、「海」からの支援に加え、「空」からの支援としてヘリコプターによる救援物資の航空輸送も視野に入れた整備を行う。
- なお、広域幹線道路等を引き続き整備することにより、陸上支援ルートを充実させる。

2 「有明の丘防災拠点」の整備

(1) 基本的考え方

港湾施設等が至近にあることなどの利便性をいかして、物資の集配機能、支援要員等の集結・活動機能などを有する後方支援の拠点として整備する。

(2) 整備方針

- ① 発災時に柔軟な対応を可能にするために、通信施設、備蓄施設、災害対策要員宿舎等拠点施設の集約を図って整備し、可能な限り広いオープンスペースの確保に努める。
なお、平常時のオープンスペースは、住民の防災訓練や憩いの場等、緑のある多目的広場として活用していく。

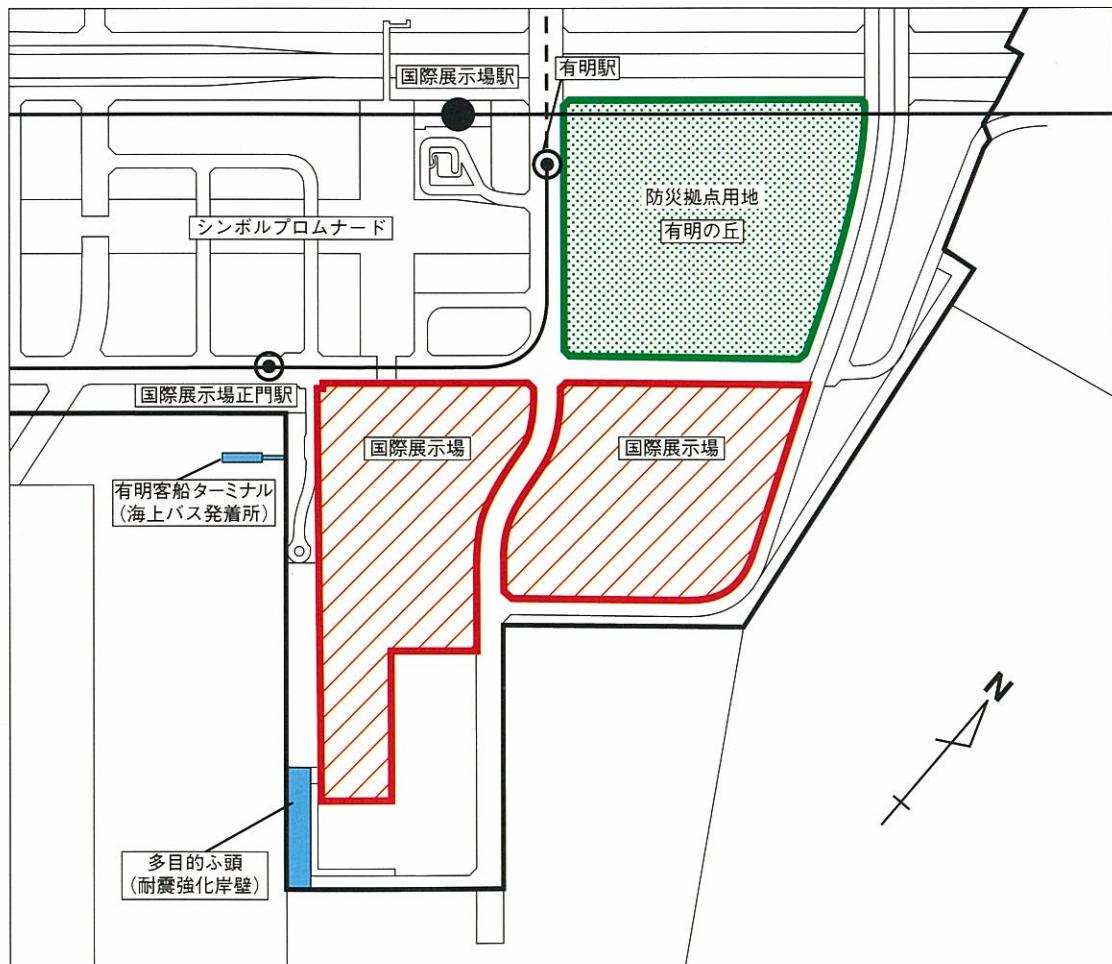
② ヘリコプターが緊急離着陸できるスペースを設け、機動性を確保する。

③ 「有明の丘防災拠点」の一部用地を、まちづくり用地として既成市街地の再開発事業等による一時移転に活用する。

(3) 整備スケジュール

平成13年度からの整備を目途に、優先順位をつけて段階的に進める。

有明の丘防災拠点



既成市街地においては、地域の防災性向上をめざし、木造密集市街地等の耐震・不燃化の促進、都市環境の改善等のまちづくりを推進している。

これらの既成市街地での事業を円滑に進めていくためには、各種事業による従前居住者等の移転又は一時移転が必要となるが、これらの移転・仮移転先として臨海副都心地域を活用する。

1 臨海副都心の活用

- ① 再開発事業等に伴う仮営業所・仮住宅等の設置場所として必要に応じ、「有明の丘防災拠点」の中のまちづくり用地を活用する。この場合、再開発事業等の事業主体が仮店舗等を建設運営することを原則とする。
- ② 臨海副都心の公共住宅の一部について、既成市街地の再開発や公共住宅の建替え等に伴う従前居住者用の住宅として活用を図る。
- ③ 防災性の向上や再開発推進の誘因とするため、比較的まとまった敷地を有する施設について移転の必要が生じた場合、その移転先として臨海副都心内の用地を積極的に活用する。

なお、土地利用計画上、臨海副都心内への立地に適さない工場、事業所等については、臨海部全体の再開発移転用地の中で対応を検討していく。

2 進出事業者の跡地の利用

臨海副都心へ進出する事業者が東京都内に有する跡地等については、東京全体のまちづくりに貢献できるよう、有効に活用することが望ましい。そのため、進出事業者に対し、進出後の跡地等の利用に関して、協力を求め、既成市街地のまちづくりに有効活用を図るよう検討する。

